

法藏撰華嚴玄義章に就いて

遠藤孝次郎

華嚴宗の法藏在華嚴玄義章一卷の撰ありしことは、自ら寄義湘書に玄義章等雜義一卷を言ひ（高麗均如說釋華嚴旨歸章圓通鈔卷上、同義天集圓宗文類卷第二十二）、法藏述華嚴經傳記に亦華嚴玄義章一卷、崔致遠の法藏傳も玄義章一卷を擧ぐることによりにて知らる。本邦古記亦華嚴玄義章一卷を記す。（天平二十年、勝寶三年。大日本古文書。奈良朝現在一切經疏目錄）圓超錄、永超錄亦同じく之を録す。是等は又併せて本章の本單行なりしことを示すものか。同書は今流布する華嚴雜章門（一云華嚴經七科章。又云華嚴經明法品内立三寶章。）所收玄義章十門あることにより略其の内容を知るべし。法藏の華嚴經探玄記、澄觀の華嚴經疏並に演義鈔の、時に章門の名を擧げず、雜章門中及び玄義章より引用する所あるも文左右あり。玄義章の原本が流布本と同一なりしや否や疑義あること從來知らるる如し。是れ主ら宗密が玄義章を引くに、特に其の十五門なるを言ひ且つ其の引く文の今と相違する所あるを以てなり。即ち宗密の圓覺經大疏鈔卷第十二に言ふ。『華嚴玄

義章十五門。亦藏和上所述。第十明入道方便門。有三。一揀心。二揀境。三造修勝行。別卷具引。』と。此に所謂別卷は未詳なるも、宗密其の華嚴經普賢行願品別行疏鈔卷第六に述べて言ふ。『賢首大師華嚴玄義章十五門。第十明入道方便門。有三。一簡心。二簡境。三造修勝行。云々。（全文三百四十八字）』と。今此に謂ふ明入道方便門は其の列次、標目共に流布本に一致し（但宗密加明字）、而して其の文今と著しく異なるあり。宗密既に十五門を言ひ、其の第十門今と異なるを以て、是れ今の十門本と別なること明かなり。然るに此に寫本玄義章一卷（家藏）あり。亦十五門より成る。其の識語に『元文二歲十二月於高山寺拜寫畢緣山沙門貞鏡』と見ゆ。同書に言ふ。『玄義章一緣起無礙門、二染淨緣起門、三簡法異情門、四藥病對治門、五理事分無門、六鏡像無礙門、七眞空十義門、八二諦空有門、九世間涅槃門、十入道方便門、十一如來藏識門、十二因果果門、十三識境四句門、十四心境無礙門、十五諸法但名門』と。（註）此の中に就きて一、二、三、四、五、十、十二は一に

少異ある外、流布本と全同なり。従て此の元文本亦宗密本と相異なるが如し。然らば則ち玄義章に三種あるか。元文本を以て古記等の玄義章と遽かに同一視すべからずと雖も、或は亦玄義章の古形を存すと言ふべきか。然るに従來華嚴章疏中玄義章の十五門を言ふものは獨り宗密あるのみなるを以て、考證に資すべきもの無きに似たり。七科章門の通釋として留意すべき高麗均如說華嚴經三寶章圓通記の如き、既に其の標目、次第共に流布本と全同、引く所の原文亦之と異らざるを以て、其の底本亦流布本と同一なるを思はしむ。其他七科章門中より引用するもの、法界圖記叢髓錄、可堂の五教章焚薪亦流布本に同じく、本邦の五教章指事、順高の起信論本疏聽集記亦之と異らず。凝然に華嚴七科章義瓊記三卷の撰あるも（今應安己酉年の道玄錄に従ふのみ。謙順錄は主ら道玄錄を承くるか）、今其の所在を知る無しと言ふ。但其の依用せる七科章の流布本と略同一なるべきことは、其の門流湛睿の手澤本七科章（現在金澤文庫）が流布本と略全同にして、且つ屢々異本と對校、精究の迹歴然たるも、其の中に十五門本玄義章を見ざるを以てなり。而して會々湛睿の引く玄義章第十入道方便門を見るに流布本と全く同一なり。（五教章纂釋、中、一）下りて萬治二年に至り華嚴雜章門の開版を見しより、爾後學匠皆之を依用し、玄義章の異本に言及する者を見ず。

但此に翻つて宗密の引據となす明入道方便門を取り之を少

しく仔細に見れば、此の文の果して玄義章入道方便門の原文宛らの引用なりや否や疑念無き能はざるに至る。即ちそれは今の入道方便門の文と著しく相違し、玄義章第四藥病對治と第十入道方便二門の文の互に出入する所多きを以てなり。而して其の決して錯簡に非ず、却つて文意の暢達なるに由りて思ふに、是れ或は宗密が故らに上の兩門の意を擇り、之を巧みに取捨按排し、其の所謂入道義章と爲し、以て入道の要路を示さんとせるに近きか。乃ち其の意趣を見るに、今十種行願の初なりとして言ふ。『故用入道義章。令知總相行體。審詳文意。勿厭其繁耳。』と。宗密の所謂第十明入道方便門は、藥病對治門が『此是大乘修行法門』なるが故に、本より入道方便と關聯深きことより、此に是等二門を合採して一篇と爲せる如くに見ゆ。即ち流布本第十門に所謂入道緣起の三義たる一識病二揀境三定智に於て、一識病の意を取り之を二簡境との相關に由り一に簡心と標し、之に藥病對治門の要を擇つて安き、二簡境に第十門揀境の意趣を取り、三造修勝行に第十門三定智下の入道方便門中、其の目のみを掲げて釋を缺く三門（懺除宿障門、發菩提心門、受菩薩戒門）を除き、四造修勝行門の要略を取りて掲げ（此に前三門の原文既に目のみにして釋無きことは均如の圓通記亦特に之に言及する所の如きか）此に通じて一篇となし、以て入道義章と見做したる如し。（宗密の引用として掲ぐる一文の中今の玄義章と合致するもの、二門より大約十

中七餘を擧げ得べし。即ち宗密の擧ぐる全文三百四十八字中、凡そ藥病對治門の五十八字、入道方便門の一百九十一字を見るか。但餘は未審。

宗密の明入道方便門が或は玄義章第十門の原文と相異なるものあるかとなす所以、宗密の諸書特に禪源諸詮集都序を見るに、頗る之と類似する諸點ある如き亦一考に資すべきか。即ち宗密が集禪詮の所由十門を擧げ、其の『第十師授方便須識藥病故。』を釋し、『謂承上傳授方便皆先開示本性。云々。』とし、又都序を結ぶに當り、『然結集次第不易排倫。據入道方便。即先開本心。次通理事。次讚法勝妙。呵世過患。次勸誠修習。後示以對治方便。漸次門戶。』となす。之を先の明入道方便門に示す標目の簡心、簡境、造修勝行に較ぶるに、兩者其の意趣、用語の太だ類似するあり。而して此の類宗密の書中屢々見る如し。今宗密の明入道方便門が假に玄義章第十門の逐字の引用に非ずとなさば、其の第十門の今と目を同じくすることより、蓋し其の藥病對治門の列次並に其の文の、或は亦今と同一ならずとせず。從て又元文本の或は宗密本と必しも全く異なるに非ざるべきかを思はしむ。又假に元文本を以て宗密本と略同類となさば、玄義章は畢竟今の十五門本と流布本系十門本の二種となすべきか。但此の二本に於て共に是れ法藏の親撰となさば、其の章門は兩本を通じ、増益して都盧十八を數ふべし。是れ果して法藏の所謂玄義章等雜義一

卷に該當するや否や本より明かならず。又今の二本のみを以てしては、其の原本の十五門なりや、將又十門なりやを決定することも亦困難なるべし。法藏の撰述皆先に先づ章門を分別するを常とす。七科章門中他の六科亦此の例に準ず。獨り玄義章のみ門を分つを言はず。是れ宗密本、元文本共に十五門を作すと難も、是を以て直ちに原本の十五門なるを言い難き所以なり。況や十門本は今の十五門本に含まれざる三門を收むるに於てをや。(萬治本後に訂正改版を見る。新たに玄義章の題下目次に先だち『略作十門』と挿むも、此の句の出據全く不明なり。恐くは校訂者の妄添ならんか。遽かには從ひ難し。)總じて上の諸疑點も類本のあるあらば自ら分明すべし。幸に大方の好意に依り、校合の機會を得ば、是れ獨り我が眼福に止まらざるべし。

註

元文本玄義章は、識語に依り原本の高山寺に在りしこと明かなれども、今の高山寺に現在すと聞かず。高山寺聖教目錄、法鼓臺目錄等亦之を記錄するなし。從て其の傳來等全く不明にして更に遡及するを得ず。而して其の謄寫の誤字等少からざるより思ふに、原本の印本に非ることは本より、既に間判讀し難きものありしが如し。是れ蓋し蝕害等に因るものか。